

## 長柄町認知症カフェ事業運営業務 委託仕様書

### 1 目的

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことが可能な交流の場（以下「認知症カフェ」という。）を提供することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳ある環境を確保し、認知症への理解、普及啓発、その家族の介護負担の軽減を図ることで認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

### 2 利用対象者

初期の認知症である者とその家族を中心とするが、地域住民及び認知症に関わる専門職など誰でも自由に参加できるものであること。

### 3 委託期間

令和8年4月契約日から令和9年3月31日まで

### 4 実施場所・設備

- (1) 適切な事業運営が確保できる施設において行うものとする。
- (2) 参加者が交流できる広さがあり、相談などに対応できるスペースを確保できること。
- (3) お茶等の提供ができる設備等があること。

### 5 事業内容

受託者は、次の内容の事業を行うこととする。

- (1) 開催は2か月に1回以上2時間程度であること。
- (2) 内容構成は、利用者の意見も踏まえ多くの人に参加しやすいような企画を行うと共に参加者同士の交流があること。
- (3) 飲食等の提供を行うカフェを行うこと。
- (4) 専門職種が個別相談に対応できるように配慮すること。
- (5) 相談内容により、町地域包括支援センターへ情報提供し支援につなぐこと。
- (6) 認知症サポーターなど長柄町が養成したボランティアの受け入れを行うこと。
- (7) 認知症についてその正しい知識の普及、啓発を行うこと。

### 6 事業の従事者

認知症の人及びその家族からの相談に対応できる社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等専門職を1名以上配置すること。

### 7 名称

認知症カフェの名称は、受託者で決定することができる。ただし、地域の理解を得られるものであるものとし名称として「認知症」を直接使用しないこと。

### 8 利用者負担

事業の利用に係る料金は無料とする。ただし、食糧費その他の費用の実費相当額として徴収することができる。

## 9 実績報告書等

- (1) 受託者は、事業の開催ごとに長柄町認知症カフェ事業実施報告書（様式第4号）を作成し、翌月5日（休日の場合は、その翌開庁日）までに町長へ提出すること。また、3月ごとに長柄町認知症カフェ実施報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、翌月の10日（休日の場合はその翌開庁日）までに町長へ提出すること。
- (2) 報告等に係る書類については、事業の開始日の属する年度の終了後5年間保存すること。

## 10 留意事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報やプライバシーの保護に留意し、正当な理由なくその業務で知り得た情報を漏洩してはならない。事業を終了した後も同様とする。
- (2) 認知症カフェに係る経費と他の事業に係る経費は明確に区分すること。
- (3) 地域包括支援センター、認知症サポーター、地域住民及び関係機関等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めること。
- (4) 飲食等の提供を行う際は、衛生管理に十分留意すること。

## 11 苦情対応、事故発生時の対応等

- (1) 受託者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ丁寧な対応により円満な解決を図るよう努め、必要に応じて町に報告すること。
- (2) 受託者は、利用者に対するサービスの提供に関して、受託者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、利用者に対して損害賠償等を速やかに行うものとし、その経過及び結果を町に報告すること。

## 12 その他

- (1) 受託者は、公正中立性の高い事業運営に努めるものとし、利用者に対して販売行為や特定の施設の宣伝、紹介等の営業活動または、営業活動に準じる行為、宗教への勧誘等、認知症カフェの活動に支障となる行為を禁ずる。
- (2) この仕様書に示されていない事項については、町と協議の上実施すること。